平成２５年（フ）第２２７号
長野県松本市大字内田55番地１　１号棟Ｃ号室
債務者　宮澤　主税
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２８号
長野県松本市大字内田55番地１　１号棟Ｃ号室
債務者　宮澤　真由
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２２９号
長野県安曇野市穂高8323番地２
債務者　宮澤ゆう子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１８７８号
名古屋市港区明正１丁目287番地　ファーストバード明正102号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字西田面157番地の２
債務者　村居　弘正（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３号
三重県鈴鹿市平野町566番地　米川ハイツ２－Ｇ号室
債務者　渡邊　浩二
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２６号
三重県津市高茶屋小森町1200番地２
債務者　西口　康惠
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７４号
三重県名張市赤目町相楽559番地２、前住所大阪府堺市中区辻之226番地６
債務者　吉留阿由美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８４号
三重県伊賀市上神戸3368番地の６
債務者　岩井　　清
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８５号
三重県伊賀市上神戸3368番地の６
債務者　岩井　知子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８６号
三重県伊賀市阿保1147番地の６　107号室
債務者　岩井　弓枝
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９０号
三重県伊賀市ゆめが丘２丁目２番地の２　カーサ上野Ｒ２―102
債務者　ロハス　サラス　アナリ　グロリア
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２１１号
三重県桑名市長島町大倉１番地440
債務者　鬼頭　博道
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
鳥取県鳥取市大杙258番地31
債務者　岸本　　薫
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５１号
鳥取県鳥取市行徳３丁目815番地、旧住所岡山県備前市吉永町吉永中401番地８
債務者　大山　恭史（旧姓山元・上原）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９５号
鳥取県日野郡日野町根雨632番地１
債務者　甲斐　弘文
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１６１号
山口県下関市後田町５丁目７番７号
債務者　小島　隆博
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
愛媛県宇和島市津島町北灘丁505番地
債務者　金澤喜代孝
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部